

諮問日：平成29年7月3日（平成29年度（最情）諮問第41号）

答申日：平成29年12月1日（平成29年度（最情）答申第51号）

件名：裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の作成経緯が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所採用情報ナビゲーター『さいたん』の発案から採用に至るまでの経緯が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年6月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」については、利用規約によってその使用目的等が定められているのみであって、それ以外に作成した文書はない。したがって、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年7月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年9月29日 審議

④ 同年11月10日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」については、利用規約によってその使用目的等が定められているのみであるなどと説明する。この説明につき、当委員会庶務を通じて確認したところ、上記利用規約を作成するまでの事務は口頭で行われたとのことである。上記利用規約の内容及び「さいたん」の作成に際して費用が発生していないこと（平成29年度（最情）答申第2号参照）に照らして検討するならば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人